

平成30年10月22日

平成30年度携帯電話及び全国BWAに係る
電波の利用状況調査の評価結果（案）
（平成30年10月22日 諮問第27号）

（連絡先）

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

（梶田課長補佐、東出係長）

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局移動通信課

（清尾課長補佐、乾係長）

電話：03-5253-5893

平成 30 年度携帯電話及び全国 BWA に係る電波の利用状況調査の評価結果(案)

1 諮問の概要

平成 29 年に電波法施行規則及び電波の利用状況の調査等に関する省令が改正され、技術革新のスピードが速く、かつ、無線局の増加に伴い周波数に対する需要の変化が激しい携帯電話及び広帯域移動無線アクセスシステム(全国 BWA)については、電波の利用状況の調査を毎年行うこととなった。

省令改正後、平成 30 年 3 月末時点を基準日として調査を行い、得られた調査結果に対して電波法第 26 条の 2 第 3 項の規定に基づき電波の有効利用の程度の評価を行ったことから、これについて諮問するものである。

2 調査・評価の対象

○携帯電話及び全国 BWA の使用する周波数帯

- ・無線設備規則第 3 条第 1 号に規定する携帯無線通信を行う無線局の使用する周波数帯
- ・無線設備規則第 3 条第 10 号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局が使用する周波数帯のうち 2,545MHz を超え 2,575MHz 以下及び 2,595MHz を超え 2,645MHz 以下のもの

○調査を行った免許人

株式会社 NTT ドコモ、KDDI 株式会社/沖縄セルラー電話株式会社、ソフトバンク株式会社、UQ コミュニケーションズ株式会社、Wireless City Planning 株式会社

3 調査・評価の概要

各周波数帯においては、主に開設計画の実施・維持の観点から評価を行った。また、複数の周波数帯を横断した評価として、移動通信トラヒック、MVNO に対するサービス提供、IoT への取組について評価を行った。評価の概要は以下のとおりである。

- ・各周波数帯においては、特に考慮すべき事情がある場合を除き、電波は有効に利用されている。
- ・複数の周波数帯を横断した評価においては、概ね電波は有効に利用されているものの、必ずしも適切な電波利用が行われているとは言いがたい部分もあった。

平成30年度携帯電話及び全国BWAに係る 電波の利用状況調査の評価結果(案)

平成30年10月

総務省 総合通信基盤局

電波部 移動通信課

移動通信システムの現状

- **我が国の移動通信システム**（携帯電話及び広帯域移動無線アクセスシステム（BWA））の契約数は、平成30年6月末時点で**約1億7,225万**に達している。背景には**スマートフォン等の普及**があり、これらのデバイスによる**動画像伝送等の利用拡大**が、**移動通信トラフィックを急増**させている。
- 今後も増加が見込まれる移動通信トラフィックに対応するため、第4世代移動通信システム（LTE-Advanced、4G）の高速化や、2020年までの第5世代移動通信システム（5G）等の次世代の移動通信システムの導入が期待されている。

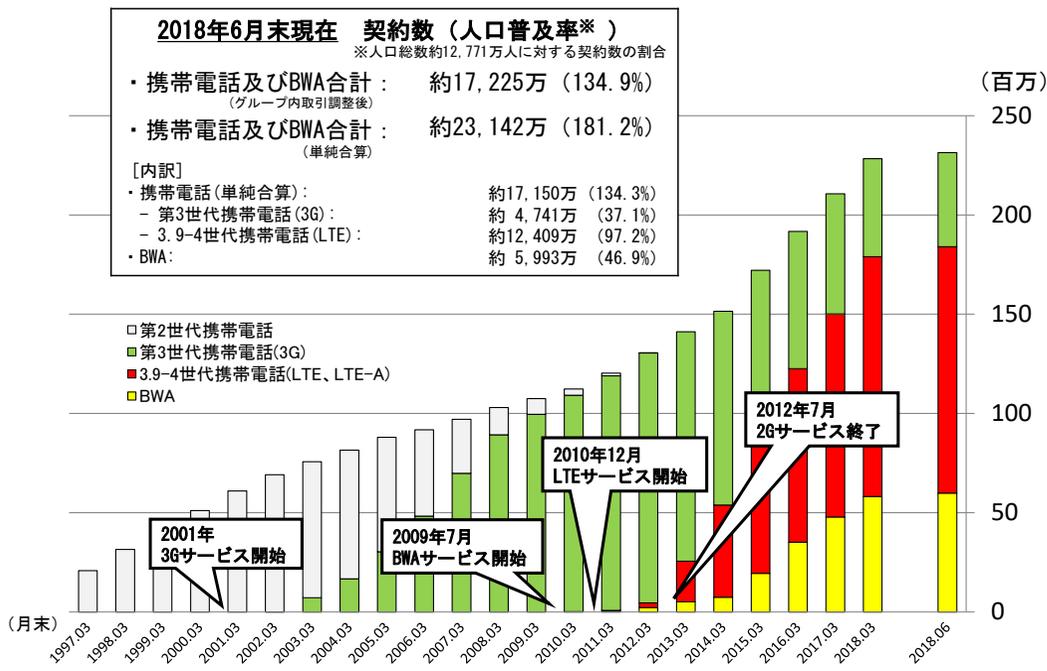


図1：携帯電話及びBWAの契約数の推移

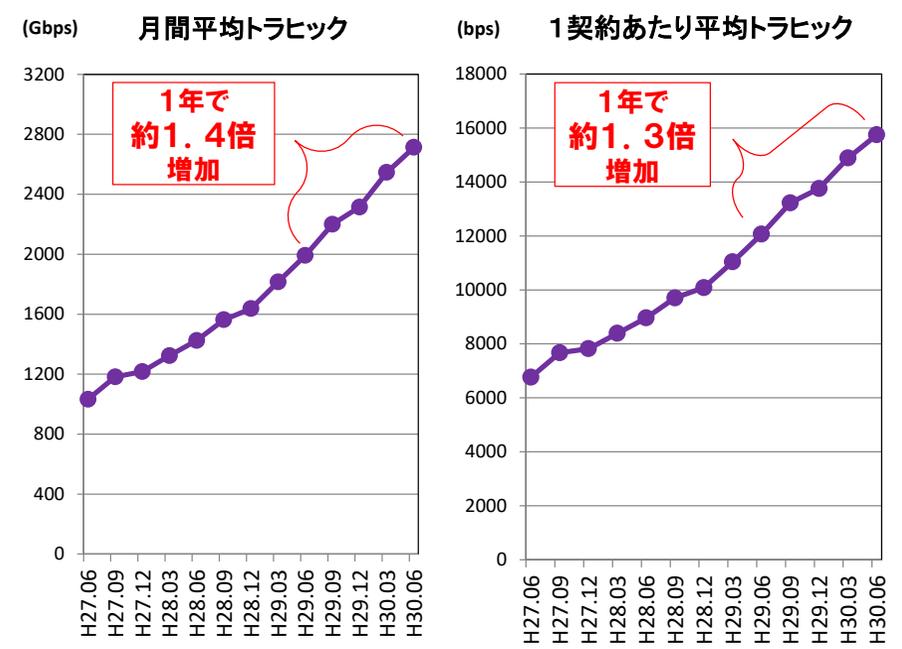


図2：移動通信トラフィックの推移（過去3年間）

契約数：総務省報道発表資料「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表」
 人口総数：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（平成30年1月1日現在）

移動通信システムに係る電波の利用状況の概要

○ 移動通信（携帯電話・全国BWA）は、国民生活を支える重要な無線通信であり、他の無線通信に比して技術革新やサービスの動向等を踏まえた適切な電波利用を確保するため、次のような事項を適確・迅速に把握する必要。

- (1) 無線局開設計画の達成度
- (2) 周波数需要の変化
- (3) その他（最新技術の使用動向 等）



- ・ 周波数の有効利用促進及び適時適切な周波数の再編
- ・ 健全な事業者間競争環境の検証 等

<移動通信システムに特化した調査の実施>

従来

（一般的な利用状況調査）

- 周波数を3区分し、それぞれ**3年に1度**調査を実施（下図参照）。

714MHz以下	714MHz～ 3.4GHz	3.4GHz超
H 2 6	H 2 5	H 2 4
H 2 9	H 2 8	H 2 7
H 3 2	H 3 1	H 3 0

今回

（移動通信システムの利用状況調査）

- **毎年**の調査（平成30年度～）。
（移動通信用以外の周波数については、従前どおり3年に1度）
- 無線局の開設計況に加え、**周波数の逼迫度（トラヒック）やMVNO促進の状況**等も詳細に調査。
- **周波数別、免許人ごと**に調査・評価し公表。



平成29年
電波法省令改正

<評価指標>

各周波数帯別の評価指標

1. カバレッジ（人口カバー率 等）
2. 通信速度向上等に資する技術導入
3. 混信等の防止
4. 安全・信頼性の確保（災害対策 等）

周波数帯を横断した評価指標

1. 移動通信トラヒック（免許人ごとの総トラヒック 等）
2. 電波の割当てを受けていない者等に対するサービス提供（MVNO促進について）
3. IoTへの取組（IoT端末開設局数 等）

1. 各周波数帯別の評価指標

- **本評価は、各免許人の周波数の利用状況について、申請時の開設計画記載内容等に照らして基準が満たされているか検証したものであり、その意味において、基本的に適切な電波利用が行われていると認められる。**
(※ 特殊要因(終了促進措置の遅れ)により開設計画の遅延が認められる700MHz帯を除く。)

事業者/周波数帯

- ①株式会社NTTドコモ (700MHz※、800MHz、1.5GHz、1.7GHz、2GHz、3.5GHz)
- ②KDDI/沖縄セルラー電話株式会社 (700MHz※、800MHz、1.5GHz、2GHz、3.5GHz)
- ③ソフトバンク株式会社 (700MHz※、900MHz、1.5GHz、1.7GHz、2GHz、3.5GHz)
- ④UQコミュニケーションズ株式会社 (2.5GHz)
- ⑤Wireless City Planning株式会社 (2.5GHz)

評価 (A/B/Cの3段階評価)

カバレッジ	通信速度向上等	混信等の防止	安全・信頼性の確保	総合評価
評価:A	評価:A	評価:A	評価:A	各評価指標の観点において、適切な電波利用が行われていると認められる。

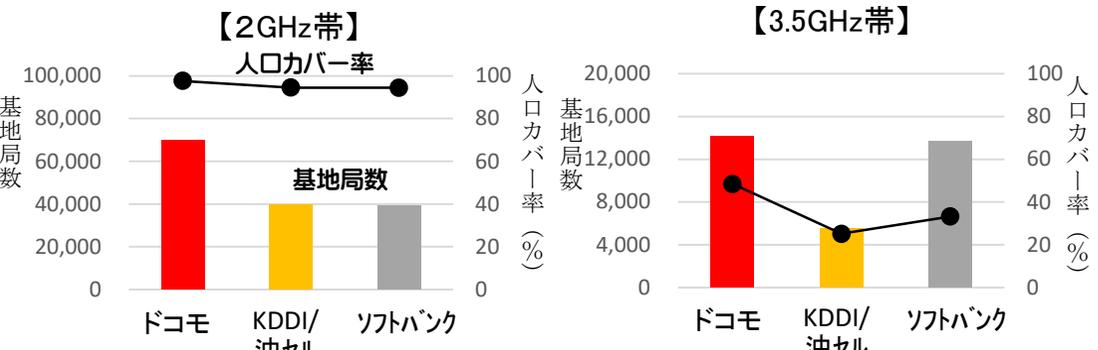
2. 周波数帯を横断した評価指標

- **移動通信トラヒック**については、各免許人とも移動通信システムの総トラヒックの増大への対応を実施するなど適切な電波利用が行われていると認められる一方、総トラヒックがほぼ同じでありながら、**携帯事業者用の周波数を十分に活用している者(NTTドコモ)**と、**グループ会社の全国BWA事業者(UQ及びWCP)のトラヒック割合が総トラヒックの半数以上を占める者(KDDIグループ、ソフトバンクグループ)**とに二極化する傾向が明らかになった。
- **MVNO促進への取組**については、携帯事業者3社が一定のMVNO促進に努めている一方、**全国BWA事業者(UQ及びWCP)においては自社グループ内の携帯事業者への回線提供が大半を占めており、必ずしも多様かつ多数のMVNOが回線を利用している状況にある**とは言いがたい。

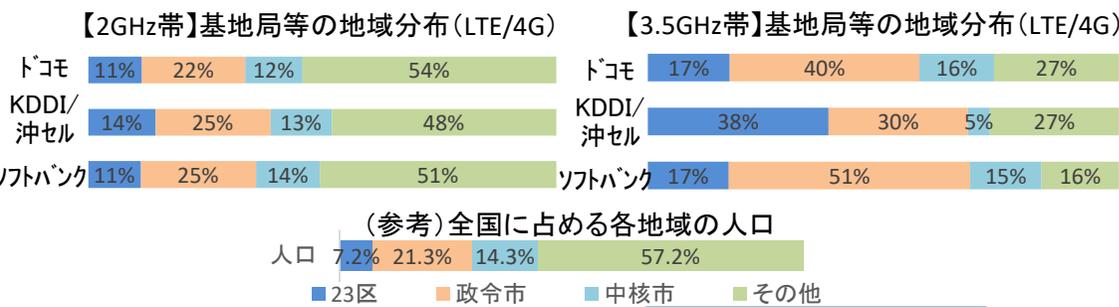
(参考) 各周波数帯別の調査・評価結果の具体例(2GHz帯及び3.5GHz帯)

1. カバレッジ

各社とも基本的に所要の人口カバーを実現



※ 3.5GHz帯については、各社とも2018年度末までに人口カバー率50%以上をカバー見込み



3. 混信等の防止

【2GHz帯】【3.5GHz帯】

各社ともに運用調整や窓口設置等を実施するなど、適切な混信等の防止への対応を実施。

4. 安全・信頼性の確保

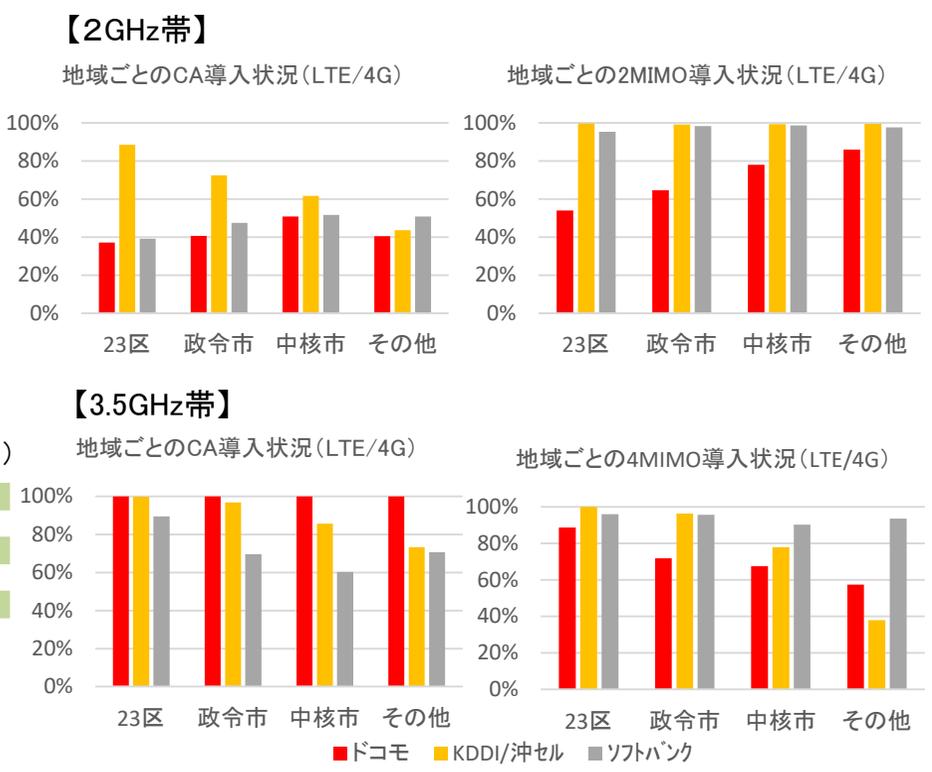
各社とも技術要員確保や災害対策などの適切な安全・信頼性の確保への対応を実施

	ドコモ	KDDI/沖セル	ソフトバンク
○技術要員(※1)			
無線従事者	21,292人	15,413人	18,342人
電気通信主任技術者	29人	59人	80人
○災害対策	・地震、火災、水害等に対して、耐震補強等、消火設備、津波対策等を実施 ・予備電源等を設置(※2)		
移動基地局(※3)	75(総数83)	11(総数30)	100(総数100)
可搬型基地局(※3)	12(総数35)	30(総数53)	200(総数200)

※1 周波数帯によらず共通 ※2 3.5GHz帯については、ドコモ及びKDDI/沖セルに限る ※3 2GHz帯の局数(3.5GHz帯はいずれも0局)

2. 通信速度向上等に資する技術導入

各社とも先進的な技術の導入を実施

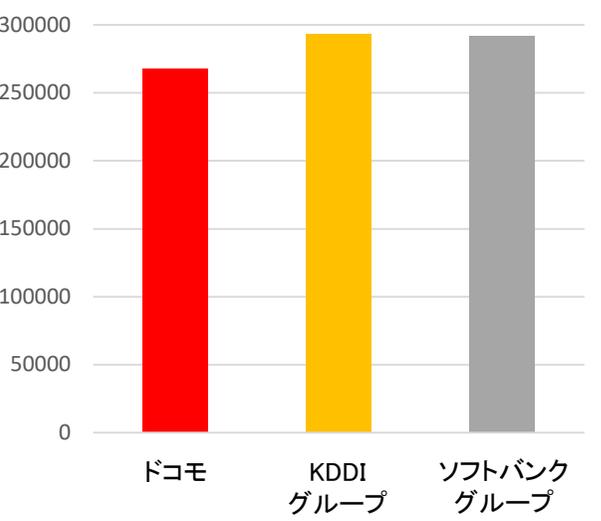


データトラフィックの調査・評価結果について

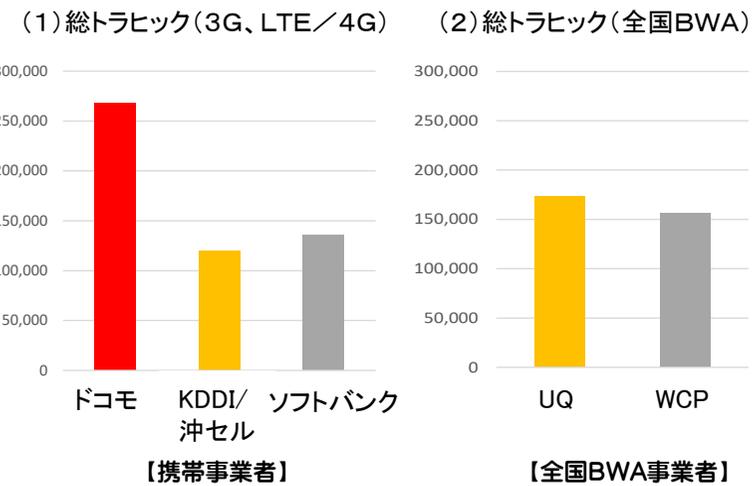
○ 1か月間の全契約の総トラフィック（単位:TB）

【参考】1か月間の1契約あたりの総トラフィック(単位:MB)

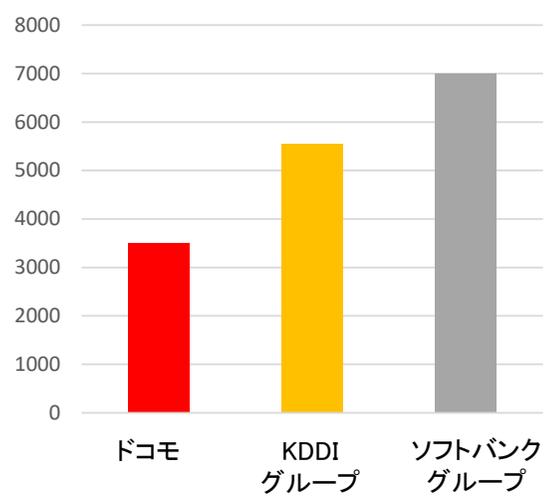
総トラフィック(3G、LTE/4G、全国BWA)



<総トラフィックの事業者別内訳>



総トラフィック(3G、LTE/4G、全国BWA)



○ 適切な電波利用が行われているかの程度を評価

グループ内での異免許人間のキャリアアグリゲーション(CA)等による周波数帯の一体的な運用を考慮し、免許人グループごとの評価を行った。

免許人名	評価
株式会社NTTドコモ	データ通信のLTE/4Gへの移行が概ね実現しており、それに伴う移動通信システムの総トラフィックの増大への対応も実施されていることから、適切な電波利用が行われていると認められる。
KDDIグループ (KDDI株式会社/沖縄セルラー電話株式会社 及びUQコミュニケーションズ株式会社(UQ))	データ通信のLTE/4Gへの移行が概ね実現しており、それに伴う移動通信システムの総トラフィックの増大への対応も実施されていることから、適切な電波利用が行われていると認められる。 (※総トラフィックに占める 全国BWA (UQ) の割合が半数を超えている。)
ソフトバンクグループ (ソフトバンク株式会社及びWireless City Planning株式会社(WCP))	データ通信のLTE/4Gへの移行が概ね実現しており、それに伴う移動通信システムの総トラフィックの増大への対応も実施されていることから、適切な電波利用が行われていると認められる。 (※総トラフィックに占める 全国BWA (WCP) の割合が半数を超えている。)

MVNO促進に関する調査・評価結果について

○ 各事業者とも、基本的にサービスや料金の拡充等を通じてMVNOの促進に努めていると認められる。ただし、全国BWA事業者（UQ及びWCP）においては、自社グループ内の携帯事業者への回線提供が大半を占めており、必ずしも多様かつ多数のMVNOが回線を利用している状況にあるとは言いがたい。

	ドコモ	KDDI/沖セル	ソフトバンク	UQ	WCP
MVNOへの取組	事業者それぞれの取組において、接続・卸形態でのサービス提供、サービスや料金の拡充、MVNO事業希望者への窓口設置等を行うなど、基本的にMVNO数及びMVNO契約数の確保に努めていると認められる。				
MVNO数	27	32	373	57	6
MVNO契約数	928万	624万	402万	2,902万 うちグループ:2,716万 グループ外:187万	2,888万 うちグループ:2,887万 グループ外:1万
全契約数に占める割合	12.2%	11.9%	9.7%	98.9%	100%

<参考> ▶ IoTへの取組 各社ともに相当数のIoT端末を開設し、サービスの導入を進めている。

	規格	周波数	開設局数
NTTドコモ	3G又はLTE/4G	700MHz帯、800MHz帯、1.5GHz帯、1.7GHz帯、2GHz帯	636万
	NB-IoT又はeMTC	—	—
KDDI/ 沖セル	3G又はLTE/4G	800MHz帯	667万
	NB-IoT又はeMTC	800MHz帯	1,500
ソフトバンク	3G又はLTE/4G	700MHz帯、900MHz帯、1.5GHz帯、1.7GHz帯、2GHz帯	506万
	NB-IoT又はeMTC	900MHz帯、2GHz帯	600

※1 NB-IoT、eMTCは3GPPで仕様が策定され、国内では平成29年7月に技術基準が制定されたLPWA用の通信規格である。通常の3G、LTE/4Gシステムよりも低消費電力で広範囲の通信が可能となっている。

※2 3G又はLTE/4Gの開設局数は千の位で四捨五入、NB-IoT又はeMTCの開設局数は十の位を四捨五入。

今後に向けた主な課題

○ 来年度以降の調査に向けた主な課題は以下のとおりであり、引き続き検討が必要である。

課題テーマ	課題内容
(1) 各周波数帯別の評価方法 (A/B/C評価)	<p>本調査の評価は、主として免許人が申請した基地局の開設計画を適切に実施・維持しているかについてA/B/Cの3段階で行った。</p> <p>今後、開設計画の実施・維持について、より適切な周波数利用を促進する観点から、免許人の計画目標にとらわれない客観的な評価を含め多角的な評価の可能性を考慮し、より多段階の評価基準を設定する、前年度との比較にて評価する等、様々な評価方法について検討を行うことが課題と考えられる。</p> <p>なお、周波数帯を横断した調査事項に対する評価方法についても、今後、MVNOの促進等について継続的な取組が行われているかを含め検証しつつ、段階的な評価の可能性を検討することも課題と考えられる。</p>
(2) 計画期間経過後の 周波数帯の評価方法	<p>本調査では、主として免許人が申請した基地局の開設計画を適切に実施・維持しているかについて評価した。</p> <p>他方、開設期間を経過した周波数帯等においては、人口カバー率や技術の導入状況の考え方について、基本的に、申請時の基地局の開設計画の内容に沿って評価し、あわせて最近の開設指針で用いられている内容についても調査及び評価を行ったところであるが、どのような評価方法が適当か引き続き検討を行うことが課題と考えられる。</p>
(3) 移動通信トラヒック	<p>本調査では、移動通信トラヒックについて、免許人又は免許人グループごとの総トラヒックについて取りまとめ、評価した。</p> <p>今後、周波数の逼迫度を一層明らかにするため、時間帯別傾向についての調査に加え、地域別や周波数別の移動通信トラヒック動向を調査すること等により、トラヒックが逼迫していない地域における効率的な無線利用の可能性を検討するなど、更に有意義な評価が可能となる調査及び評価方法の確立が課題と考えられる。</p>
(4) その他	<p>以上のほか、今後の技術革新やサービス動向の変化等を踏まえ、移動通信用無線局の適正な運用に資する調査及び評価の在り方について検討することが必要と考えられる。</p>

平成 30 年 10 月 22 日

中波放送、短波放送、超短波放送及びテレビジョン放送を行う
地上基幹放送局の再免許

日本放送協会所属短波放送局（国際放送）の再免許

（平成 30 年 10 月 22 日 諮問第 28 号、29 号）

（連絡先）

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

（梶田課長補佐、東出係長）

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局地上放送課

（庄司課長補佐、竹村主査）

電話：03-5253-5793

総務省情報流通行政局国際放送推進室

（広瀬課長補佐、大森係長）

電話：03-5253-5776

平成30年地上基幹放送局の再免許について

【諮問第28号】

中波放送、短波放送、超短波放送及びテレビジョン放送を行う地上基幹放送局の再免許

【諮問第29号】

日本放送協会所属短波放送局（国際放送）の再免許

平成30年地上基幹放送局の再免許

地上基幹放送局の免許の有効期間は原則5年であり、現行の免許は、本年10月31日をもって満了する（コミュニティ放送を行う地上基幹放送局を除く。）ことから、本年5月1日から7月31日までの間、再免許等の申請を受け付けたところ、日本放送協会、民間地上基幹放送事業者195社等から再免許に係る申請があった。

このうち、電波監理審議会への必要的諮問事項である地上基幹放送を行う無線局（親局）の再免許について、審査の結果、関係法令に適合しているものと認められることから、下記のとおり、諮問する。

記

1 諮問に係る地上基幹放送局（親局）※1

種別	事業者別		民間地上基幹放送事業者
	日本放送協会		
	総合	教育	
中波放送	34局	1局	47局（47社）※2
短波放送	1局（国際放送）		1局（1社）
超短波放送	47局		53局（52社）
テレビジョン放送	44局	1局	127局（127社）
合計	128局		228局（195社）

※1 放送大学学園は、本年9月30日をもって地上基幹放送（超短波放送・テレビジョン放送）を終了し、本年10月30日に地上基幹放送局を廃止する予定。

※2 中波放送を行う民間地上基幹放送事業者47社のうち、32社はテレビジョン放送兼営社。

【参考】 諮問を要しない地上基幹放送局等

① 中継局

種 別	事業者別		民間地上基幹放送事業者
	日本放送協会		
	総合	教育	
中波放送	190局	139局	211局 (41社)
短波放送	—		1局 (1社)
超短波放送	485局		237局 (49社)
テレビジョン放送	2,172局	2,184局	7,552局 (127社)
合 計	5,170局		8,001局 (186社)

② FM補完中継局

種 別	事業者別		民間地上基幹放送事業者
	日本放送協会		
	総合	教育	
超短波放送 (主たる補完中継局)	—	—	43局 (43社)
超短波放送 (その他補完中継局)	37局	4局	93局 (24社)
合 計	41局		136局 (43社)

③ 超短波文字多重放送局・受信障害対策中継放送局

種 別	事業者別		地方公共団体 共同受信組合等
	地上基幹放送事業者		
	一般財団法人道路交通情報通信システムセンター		
超短波文字多重放送	521局		—
受信障害対策中継放送	—		932局 (171団体)
合 計	521局		932局 (171団体)

④ 移動受信用地上基幹放送局 (基幹放送局提供事業者)

種 別	事業者別	
	株式会社VIP	
	親局	中継局
マルチメディア放送	6局	9局
合 計	15局	

⑤ 衛星基幹放送局 (基幹放送局提供事業者)

種 別	事業者別	
	株式会社放送衛星システム (BS放送)	スカパーJ SAT株式会社 (東経110度CS放送)
高精細度テレビジョン放送	2局	1局
標準テレビジョン放送	2局	1局
超短波放送	2局	0局
データ放送	2局	1局
合 計	8局	3局

※ ⑤は地上基幹放送局ではないが、参考情報として記載。

2-1 審査結果の概要

【中波放送、短波放送、超短波放送及びテレビジョン放送を行う地上基幹放送局の再免許】

各申請者の申請内容に係る審査結果の概要は以下のとおり。

(1) 技術基準への適合性等について

〔電波法第7条第2項第1号、第2号、第3号、第4号イ関係〕

電波法（昭和25年法律第131号）第7条第2項第1号、第2号、第3号及び第4号イ、電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）第3条(1)、(2)、(3)、(9)、第4条及び別紙1第2並びに放送法関係審査基準（平成23年総務省訓令第30号）第3条(6)及び(7)の規定に基づき、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備について、放送法（昭和25年法律第132号）第111条第1項の総務省令で定める技術基準及び第121条第1項の総務省令で定める技術基準への適合性、周波数の割当て可能性、業務を維持するに足りる技術的能力の有無等について変更はなく、適当であると認められる。

また、無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第7条に定める基準（スプリアス発射又は不要発射の強度の許容値）については、無線設備規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第119号）附則第3条第2項の規定により、免許状に「新スプリアス基準に合致することの確認がとれていない無線設備の使用は、平成34年11月30日までに限る。」旨の条件を付すこととする。

(2) 業務を維持するに足りる経理的基礎の有無について

〔電波法第7条第2項第3号関係〕

各申請について、電波法第7条第2項第3号、電波法関係審査基準第3条(8)並びに放送法関係審査基準第3条(4)及び(5)の規定に基づき、業務を維持するに足りる経理的基礎の有無について審査を行うとともに、経営状況が厳しい申請者については、電波法第7条第6項の規定に基づき、追加資料の提出を求め、補足説明の聴取を行った。

その結果、各申請者の事業収支計画の内容は、いずれも適正かつ合理的なものであり、全ての申請について、業務を維持するに足りる経理的基礎があるものと認められる。

(3) 基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準への適合性について

〔電波法第7条第2項第4号ロ関係〕

各民間地上基幹放送事業者からの申請について、放送法第93条第1項第4号、基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令（平成27年総務省令第26号。以下「自由享有基準」という。）第8条から第14条まで及び放送法関係審査基準第3条(8)～(10)の規定

に基づき、出資状況及び役員の新職状況の自由享有基準への適合性について審査を行った。

審査の結果、全ての申請者が放送法第93条第1項第4号に規定する要件のいずれにも該当しない、又は同号ただし書の「基幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によつて享有されることが妨げられないと認められる場合」として自由享有基準第8条から第14条までに規定する特例に該当する。

よつて、全ての申請について、適合しているものと認められる。

(4) 基幹放送普及計画への適合性について

[電波法第7条第2項第4号ハ関係]

① 放送番組の種別ごとの放送の状況 (放送番組調和)

【総合放送】

テレビジョン放送 (日本放送協会及び民間地上基幹放送事業者の総合放送)、中波放送 (日本放送協会の総合放送) 及び超短波放送 (日本放送協会の総合放送) について、基幹放送普及計画 (昭和63年郵政省告示第660号) 第2の1(1)並びに放送法関係審査基準別紙1の1(5)及び(6)の規定に基づき、目的別放送時間の割合に係る基準への適合性について審査を行った。

審査の結果、全ての申請について、教育番組、教養番組、報道番組、娯楽番組の放送がいずれも行われ、かつ、テレビジョン放送については、教育番組が10%以上、教養番組が20%以上確保される計画となつており、適合しているものと認められる。

【教育放送】

テレビジョン放送 (日本放送協会の教育放送) 及び中波放送 (日本放送協会の教育放送) について、放送法関係審査基準別紙1の2の規定に基づき、目的別放送時間の割合に係る基準への適合性について審査を行った。

審査の結果、いずれも教育番組の放送時間が50%以上を占めるものであり、かつ、残りの放送時間の大部分が教養番組によつて占められる計画となつており、適合しているものと認められる。

また、教育番組及び教養番組の比率について、平成25年再免許においては、日本放送協会及び民間地上基幹放送事業者のテレビジョン放送の総合放送については「教育番組10%以上、教養番組20%以上を確保すること」、日本放送協会のテレビジョン放送の教育放送については「教育番組75%以上、教養番組15%以上を確保すること」を条件として付しているところ、申請書類より、これらの条件が満たされていることを確認している。

② 災害放送の充実

日本放送協会及び各民間地上基幹放送事業者からの申請について、基幹放送普及計画第2の1(3)及び放送法関係審査基準別紙1の9の規定に基づき、災害放送を確実に実施するための体制の確保について審査を行った。

審査の結果、全ての申請について、災害放送に関する責任者、連絡系統、要員等の実施体制を定めているとともに、災害放送の実施要領等を定めており、適合しているものと認められる。また、放送事業者においては、異業種を含む事業者間連携によるライフライン情報や災害関連情報等の共有、系列共通の対応マニュアル等の策定、系列内・外の放送事業者による訓練等を実施するなど、災害放送の充実に向けた取組が進んでいるものと認められる。

③ その他の審査事項

各申請について、基幹放送普及計画第2の1(2)、(4)～(7)等の規定に基づき、「地域との結びつきの確保」等について審査を行った結果、全ての申請について、適合しているものと認められる。

(5) 放送の普及及び健全な発達のために適切であることの審査

〔電波法第7条第2項第4号ハ関係〕

① 視聴覚障害者向け放送の充実

テレビジョン放送に係る各申請について、放送法関係審査基準別紙1の5の規定に基づき、字幕放送番組及び解説放送番組ができる限り多く設けられる計画であるかについて審査を行った。

審査の結果、全ての申請について、総務省が平成30年2月に策定・公表した「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」に定める目標を踏まえ、字幕放送番組及び解説放送番組をできる限り多く設け、視聴覚障害者向け放送の充実に向けた計画を定めているものと認められる。

② 放送番組の編集の基準等

各申請について、放送法関係審査基準別紙1の6の規定に基づき、放送番組の編集及び放送に係る基準への適合性について審査を行った。

審査の結果、全ての申請について、番組基準を定め、その基準に従って放送番組を編集し、放送を行う計画となっており、適合しているものと認められる。

③ その他の審査事項

各申請について、放送法関係審査基準別紙1の1(1)～(4)、2、7、8、10～14、16の規定に基づき、「放送番組審議機関の設置」等について審査した結果、全ての申請について、適合しているものと認められる。

(6) 基幹放送局の開設の根本的基準への適合性の審査

〔電波法第7条第2項第7号関係〕

各申請について、基幹放送局の開設の根本的基準（昭和25年電波監理委員会規則第21号）第3条、第5条から第9条までの規定に基づき、「既設局等への妨害排除」等について審査した結果、全ての申請について、適合しているものと認められる。

2-2 審査結果の概要

【日本放送協会所属短波放送局（国際放送）の再免許】

(1) 技術基準への適合性等について

〔電波法第7条第2項第1号、第2号、第3号、第4号イ関係〕

申請について、電波法第7条第2項第1号、第2号、第3号及び第4号イ、電波法関係審査基準第3条(1)、(2)、(3)、(9)、第4条及び別紙1第2並びに放送法関係審査基準第3条(6)及び(7)の規定に基づき、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備について、放送法第111条第1項の総務省令で定める技術基準及び第121条第1項の総務省令で定める技術基準への適合性、周波数の割当て可能性、業務を維持するに足りる技術的能力の有無等について変更はなく、適合しているものと認められる。

(2) 業務を維持するに足りる経理的基礎の有無について

〔電波法第7条第2項第3号関係〕

申請について、電波法第7条第2項第3号、電波法関係審査基準第3条(8)並びに放送法関係審査基準第3条(4)及び(5)の規定に基づき、業務を維持するに足りる経理的基礎の有無について審査を行ったところ、適合しているものと認められる。

(3) 放送の普及及び健全な発達のために適切であることの審査

〔電波法第7条第2項第4号ハ関係〕

① 国際放送番組の編集の基準等

申請について、放送法関係審査基準別紙1の18の規定に基づき、放送番組の編集及び放送に係る基準への適合性について審査を行ったところ、適合しているものと認められる。

② その他の審査事項

申請について、放送法関係審査基準別紙1の14、18の規定に基づき、「国際放送番組審議機関の設置」等について審査を行ったところ、適合しているものと認められる。

(4) 基幹放送局の開設の根本的基準への適合性の審査

〔電波法第7条第2項第7号関係〕

申請について、基幹放送局の開設の根本的基準第4条、第5条、第8条及び第9条の規定に基づき、「既設局等への妨害排除」等について審査を行ったところ、適合しているものと認められる。

3 諮問の概要

上記審査結果を踏まえ、本年11月1日付けで以下のとおり再免許を行うことについて諮問する。

(1) 民間地上基幹放送事業者

○ 中波放送を行う地上基幹放送局 : 47局 (47社)

北海道放送株式会社等47社から、各社所属中波放送を行う地上基幹放送局の再免許の申請があり、審査した結果、いずれも電波法第7条第2項各号の規定に適合しているものと認められるので、再免許を行う。

○ 短波放送を行う地上基幹放送局 : 1局 (1社)

株式会社日経ラジオ社から、同社所属短波放送を行う地上基幹放送局の再免許の申請があり、審査した結果、電波法第7条第2項各号の規定に適合しているものと認められるので、再免許を行う。

○ 超短波放送を行う地上基幹放送局 : 53局 (52社)

株式会社エフエム北海道等52社から、各社所属超短波放送を行う地上基幹放送局の再免許の申請があり、審査した結果、いずれも電波法第7条第2項各号の規定に適合しているものと認められるので、再免許を行う。

○ テレビジョン放送を行う地上基幹放送局 : 127局 (127社)

北海道放送株式会社等127社から、各社所属テレビジョン放送を行う地上基幹放送局の再免許の申請があり、審査した結果、いずれも電波法第7条第2項各号の規定に適合しているものと認められるので、再免許を行う。

なお、上記の再免許に当たっては、電波法第104条の2第1項の規定に基づき、「無線設備規則の一部を改正する省令(平成17年総務省令第119号)による改正後の無線設備規則第7条の基準(新スプリアス基準)に合致することの確認がとれていない無線設備の使用は、平成34年11月30日までに限る」旨の条件を付すとともに、テレビジョン放送を行う地上基幹放送局については「放送番組の編集及び放送に当たっては、教育番組10%以上、教養番組20%以上を確保する」旨の条件を付すこととする。

(2) 日本放送協会

日本放送協会から、同協会所属中波放送、短波放送(国際放送)、超短波放送及びテレビジョン放送を行う地上基幹放送局の再免許の申請があり、審査した結果、いずれも電波法第7条第2項各号の規定に適合しているものと認められるので、再免許を行う。

なお、上記の再免許に当たっては、電波法第104条の2第1項の規定に基づき、「無線設備規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第119号）による改正後の無線設備規則第7条の基準（新スプリアス基準）に合致することの確認がとれていない無線設備の使用は、平成34年11月30日までに限る」旨の条件を付すとともに、テレビジョン放送（総合放送）を行う地上基幹放送局については「放送番組の編集及び放送に当たっては、教育番組10%以上、教養番組20%以上を確保する」旨の条件を、テレビジョン放送（教育放送）を行う地上基幹放送局については「教育番組75%以上、教養番組15%以上を確保する」旨の条件を付すこととする。

平成30年地上基幹放送局の再免許に係る申請者

【電波監理審議会への諮問対象：196者】

事業者名	区分
日本放送協会	中波放送、短波放送、超短波放送、テレビジョン放送
北海道放送株式会社	中波放送、テレビジョン放送
札幌テレビ放送株式会社	テレビジョン放送
北海道テレビ放送株式会社	テレビジョン放送
北海道文化放送株式会社	テレビジョン放送
株式会社テレビ北海道	テレビジョン放送
株式会社STVラジオ	中波放送
株式会社エフエム北海道	超短波放送
株式会社エフエム・ノースウェーブ	超短波放送
青森放送株式会社	中波放送、テレビジョン放送
株式会社青森テレビ	テレビジョン放送
青森朝日放送株式会社	テレビジョン放送
株式会社エフエム青森	超短波放送
株式会社アイビーシー岩手放送	中波放送、テレビジョン放送
株式会社テレビ岩手	テレビジョン放送
株式会社岩手めんこいテレビ	テレビジョン放送
株式会社岩手朝日テレビ	テレビジョン放送
株式会社エフエム岩手	超短波放送
東北放送株式会社	中波放送、テレビジョン放送
株式会社仙台放送	テレビジョン放送
株式会社宮城テレビ放送	テレビジョン放送
株式会社東日本放送	テレビジョン放送
株式会社エフエム仙台	超短波放送
株式会社秋田放送	中波放送、テレビジョン放送
秋田テレビ株式会社	テレビジョン放送
秋田朝日放送株式会社	テレビジョン放送
株式会社エフエム秋田	超短波放送
山形放送株式会社	中波放送、テレビジョン放送
株式会社山形テレビ	テレビジョン放送
株式会社テレビユー山形	テレビジョン放送
株式会社さくらんぼテレビジョン	テレビジョン放送
株式会社エフエム山形	超短波放送
福島テレビ株式会社	テレビジョン放送
株式会社福島中央テレビ	テレビジョン放送
株式会社福島放送	テレビジョン放送
株式会社テレビユー福島	テレビジョン放送
株式会社ラジオ福島	中波放送
株式会社エフエム福島	超短波放送
株式会社茨城放送	中波放送
株式会社とちぎテレビ	テレビジョン放送
株式会社栃木放送	中波放送
株式会社エフエム栃木	超短波放送
群馬テレビ株式会社	テレビジョン放送
株式会社エフエム群馬	超短波放送
株式会社テレビ埼玉	テレビジョン放送
株式会社エフエムナックファイブ	超短波放送
千葉テレビ放送株式会社	テレビジョン放送
株式会社ベイエフエム	超短波放送
日本テレビ放送網株式会社	テレビジョン放送
株式会社TBSテレビ	テレビジョン放送
株式会社フジテレビジョン	テレビジョン放送
株式会社テレビ朝日	テレビジョン放送
株式会社テレビ東京	テレビジョン放送
東京メトロポリタンテレビジョン株式会社	テレビジョン放送

事業者名	区分
株式会社TBSラジオ	中波放送
株式会社文化放送	中波放送
株式会社ニッポン放送	中波放送
株式会社日経ラジオ社	短波放送
株式会社エフエム東京	超短波放送
株式会社J-WAVE	超短波放送
株式会社InterFM897	超短波放送（外国語放送）
株式会社テレビ神奈川	テレビジョン放送
株式会社アール・エフ・ラジオ日本	中波放送
横浜エフエム放送株式会社	超短波放送
株式会社山梨放送	中波放送、テレビジョン放送
株式会社テレビ山梨	テレビジョン放送
株式会社エフエム富士	超短波放送
株式会社新潟放送	中波放送、テレビジョン放送
株式会社新潟総合テレビ	テレビジョン放送
株式会社テレビ新潟放送網	テレビジョン放送
株式会社新潟テレビ二十一	テレビジョン放送
株式会社エフエムラジオ新潟	超短波放送
新潟県民エフエム放送株式会社	超短波放送
信越放送株式会社	中波放送、テレビジョン放送
株式会社長野放送	テレビジョン放送
株式会社テレビ信州	テレビジョン放送
長野朝日放送株式会社	テレビジョン放送
長野エフエム放送株式会社	超短波放送
北日本放送株式会社	中波放送、テレビジョン放送
富山テレビ放送株式会社	テレビジョン放送
株式会社チューリップテレビ	テレビジョン放送
富山エフエム放送株式会社	超短波放送
北陸放送株式会社	中波放送、テレビジョン放送
石川テレビ放送株式会社	テレビジョン放送
株式会社テレビ金沢	テレビジョン放送
北陸朝日放送株式会社	テレビジョン放送
株式会社エフエム石川	超短波放送
福井放送株式会社	中波放送、テレビジョン放送
福井テレビジョン放送株式会社	テレビジョン放送
福井エフエム放送株式会社	超短波放送
株式会社岐阜放送	中波放送、テレビジョン放送
株式会社エフエム岐阜	超短波放送
静岡放送株式会社	中波放送、テレビジョン放送
株式会社テレビ静岡	テレビジョン放送
株式会社静岡朝日テレビ	テレビジョン放送
株式会社静岡第一テレビ	テレビジョン放送
静岡エフエム放送株式会社	超短波放送
株式会社CBCテレビ	テレビジョン放送
東海テレビ放送株式会社	テレビジョン放送
名古屋テレビ放送株式会社	テレビジョン放送
中京テレビ放送株式会社	テレビジョン放送
テレビ愛知株式会社	テレビジョン放送
株式会社CBCラジオ	中波放送
東海ラジオ放送株式会社	中波放送
株式会社エフエム愛知	超短波放送
株式会社ZIP-FM	超短波放送
株式会社Radio NEO	超短波放送（外国語放送）
三重テレビ放送株式会社	テレビジョン放送
三重エフエム放送株式会社	超短波放送
びわ湖放送株式会社	テレビジョン放送
株式会社エフエム滋賀	超短波放送
株式会社京都放送	中波放送、テレビジョン放送
株式会社エフエム京都	超短波放送
株式会社毎日放送	中波放送、テレビジョン放送

事業者名	区分
朝日放送テレビ株式会社	テレビジョン放送
関西テレビ放送株式会社	テレビジョン放送
讀賣テレビ放送株式会社	テレビジョン放送
テレビ大阪株式会社	テレビジョン放送
朝日放送ラジオ株式会社	中波放送
大阪放送株式会社	中波放送
株式会社エフエム大阪	超短波放送
株式会社FM802	超短波放送、超短波放送（外国語放送）
株式会社サンテレビジョン	テレビジョン放送
株式会社ラジオ関西	中波放送
兵庫エフエム放送株式会社	超短波放送
奈良テレビ放送株式会社	テレビジョン放送
株式会社テレビ和歌山	テレビジョン放送
株式会社和歌山放送	中波放送
株式会社山陰放送	中波放送、テレビジョン放送
日本海テレビジョン放送株式会社	テレビジョン放送
山陰中央テレビジョン放送株式会社	テレビジョン放送
株式会社エフエム山陰	超短波放送
山陽放送株式会社	中波放送、テレビジョン放送
岡山放送株式会社	テレビジョン放送
テレビせとうち株式会社	テレビジョン放送
岡山エフエム放送株式会社	超短波放送
株式会社中国放送	中波放送、テレビジョン放送
広島テレビ放送株式会社	テレビジョン放送
株式会社広島ホームテレビ	テレビジョン放送
株式会社テレビ新広島	テレビジョン放送
広島エフエム放送株式会社	超短波放送
山口放送株式会社	中波放送、テレビジョン放送
テレビ山口株式会社	テレビジョン放送
山口朝日放送株式会社	テレビジョン放送
株式会社エフエム山口	超短波放送
四国放送株式会社	中波放送、テレビジョン放送
株式会社エフエム徳島	超短波放送
西日本放送株式会社	中波放送、テレビジョン放送
株式会社瀬戸内海放送	テレビジョン放送
株式会社エフエム香川	超短波放送
南海放送株式会社	中波放送、テレビジョン放送
株式会社テレビ愛媛	テレビジョン放送
株式会社あいテレビ	テレビジョン放送
株式会社愛媛朝日テレビ	テレビジョン放送
株式会社エフエム愛媛	超短波放送
株式会社高知放送	中波放送、テレビジョン放送
株式会社テレビ高知	テレビジョン放送
高知さんさんテレビ株式会社	テレビジョン放送
株式会社エフエム高知	超短波放送
RKB毎日放送株式会社	中波放送、テレビジョン放送
九州朝日放送株式会社	中波放送、テレビジョン放送
株式会社テレビ西日本	テレビジョン放送
株式会社福岡放送	テレビジョン放送
株式会社TVQ九州放送	テレビジョン放送
株式会社エフエム福岡	超短波放送
株式会社CROSS FM	超短波放送
ラブエフエム国際放送株式会社	超短波放送（外国語放送）
株式会社サガテレビ	テレビジョン放送
株式会社エフエム佐賀	超短波放送
長崎放送株式会社	中波放送、テレビジョン放送
株式会社テレビ長崎	テレビジョン放送
長崎文化放送株式会社	テレビジョン放送
株式会社長崎国際テレビ	テレビジョン放送
株式会社エフエム長崎	超短波放送

事業者名	区分
株式会社熊本放送	中波放送、テレビジョン放送
株式会社テレビ熊本	テレビジョン放送
株式会社熊本県民テレビ	テレビジョン放送
熊本朝日放送株式会社	テレビジョン放送
株式会社エフエム熊本	超短波放送
株式会社大分放送	中波放送、テレビジョン放送
株式会社テレビ大分	テレビジョン放送
大分朝日放送株式会社	テレビジョン放送
株式会社エフエム大分	超短波放送
株式会社宮崎放送	中波放送、テレビジョン放送
株式会社テレビ宮崎	テレビジョン放送
株式会社エフエム宮崎	超短波放送
株式会社南日本放送	中波放送、テレビジョン放送
鹿児島テレビ放送株式会社	テレビジョン放送
株式会社鹿児島放送	テレビジョン放送
株式会社鹿児島讀賣テレビ	テレビジョン放送
株式会社エフエム鹿児島	超短波放送
琉球放送株式会社	中波放送、テレビジョン放送
沖縄テレビ放送株式会社	テレビジョン放送
琉球朝日放送株式会社	テレビジョン放送
株式会社ラジオ沖縄	中波放送
株式会社エフエム沖縄	超短波放送